

福岡市中小企業等デジタルトランスフォーメーション促進モデル事業補助金

募集要項

1. 目的

この事業は、コロナ禍において市内中小企業等がデジタル技術を用いて経営基盤強化、ニューノーマルな社会に対応した事業再構築を進めるため、市内中小企業等のモデルケースとなりうるデジタルトランスフォーメーション化（以下、DX化）の取組みについて必要な経費の一部を補助し、具体的取組事例の情報発信を行うことで、広く市内中小企業等のDX化を促進することを目的とします。

2. 補助対象者

(1) 補助事業の対象者は、DX化の取組みを行う事業者であって、**次の各号のすべてに該当**するものとします。

- ①福岡市内に本店を置く中小企業・小規模事業者等（個人事業主を含む）。
- ②具体的取組内容について、福岡市の指定するイベント等にて進捗及び成果の報告が可能なこと。
- ③市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと。ただし市税の徴収猶予の特例制度等の対象は除く。
- ④暴力団非該当、暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

※本事業における中小企業・小規模事業者等の詳細については、「14.参考（中小企業・小規模事業者等）」をご参照ください。

3. 補助対象事業

補助対象となるDX化の取組みは、**次の各号のすべてに該当**する事業とします。

- ①データやデジタル技術の活用によりDX化に取り組むもの。
- ②顧客や社会のニーズを基に、自社の既存のサービスや製品、ビジネスモデルを変革または新たに創出するもの。
- ③業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土の変革し、競争上の優位性の確立を目指すもの。
- ④概ね3年以内に上記①～③の全てが達成できるもの。ただし、補助対象期間内に実装され、一定の効果が測れるもの。
- ⑤福岡市内に本店を置くDX推進企業（※）と共同で事業計画を策定の上、取り組む事業であること。なお複数のDX推進企業と共同で事業計画を策定する場合は、少なくとも1社が福岡市内に本店を置く企業であること。

なお、補助事業の採択後、本事業の採択者は補助対象事業の遂行にあたり、可能な限り事務局による進行管理や助言等を受けながら補助事業を実施すること。

※DX推進企業とは…中小企業等のDX化を推進する技術やサービスを持つ企業をいいます。

4. 補助対象期間

令和3年3月22日から令和4年3月10日まで

5. 補助対象経費・補助率・補助上限額

D X化に必要なコンサルティング費用や機器の導入費用、社内人材育成費用などを支援します。

補助対象経費	内容	補助率・上限額
コンサルティング費用	データやデジタル技術の活用について必要な I Tコンサルティングにかかる経費 例) 専門家利用料 等	補助率 3分の2 補助上限 700 万円
サービス・製品開発費	ビジネスモデル等の変革に必要な、自社のサービス、製品の開発にかかる経費 例) 外注費、原材料費 等	
システム導入費	業務プロセス等の変革に必要なシステム導入にかかる経費 例) 外注費、ソフトウェア使用料、ソフトウェア購入費、ホームページ制作費、機材購入費 等	
D X人材育成・教育費	自社のD X人材の育成・教育に必要な、講座受講等にかかる経費 例) 講座受講料、講師謝礼・講師派遣旅費 等	
その他付帯費用	その他、D X化の取組みに必要な経費 例) 運搬費 等	

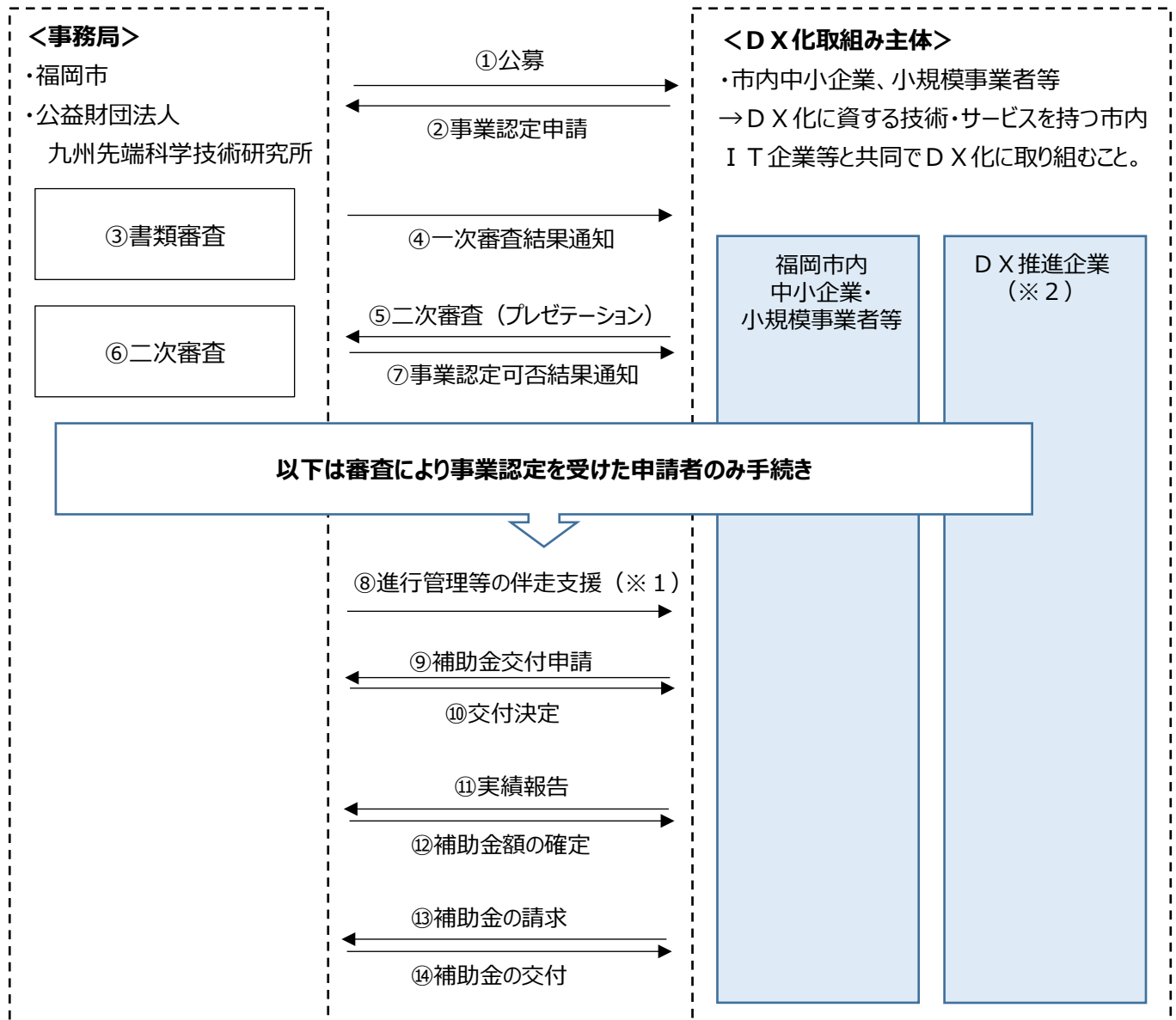
※ただし下記経費は除きます。

- ・事業にかかる自社の人件費
- ・交際費、慶弔費、懇親会費、食糧費等
- ・通信費や事務用品等の消耗品費等、日常業務に係る経費
- ・租税公課（消費税や公共料金等）
- ・金融機関への振込手数料、代引手数料

※対象経費に期間による料金設定がある場合は、支援対象事業の完了期限(令和4年3月10日)までに支払いが確認できたものに限り（最大12ヵ月分）。

※国、地方公共団体（本市を含む。）その他のこれらに準ずる団体より、他の補助金、助成金制度において交付を受けている経費については、本補助対象経費から除外します（例：同じ機器の二重申請は不可）。

6. 事業スキーム



※1 本事業における採択者は、補助対象事業の遂行にあたり、可能な限り事務局による進行管理や助言等を受けながら補助事業を実施してください。

※2 本事業における採択者は、DX化の取組みにあたり、福岡市内に本店を置く、DX化に資する技術・サービスを持つDX推進企業と共同で取り組んでください。

また「どんなDX推進企業があるか分からない」等ありましたら、**事務局にマッチング相談**をすることができます。相談方法については、「**13.問い合わせ先**」をご確認ください。

7. スケジュール

令和3年4月1日（木） 募集開始・質問受付開始・補助事業説明会（※）

令和3年5月31日（月） 17時 事業認定申請締切

令和3年6月中旬頃 一次審査結果の通知

令和3年6月下旬頃 二次審査（一次審査合格者のみプレゼンテーション審査）

令和3年7月中旬頃 二次審査結果の通知

令和3年10月頃 中間報告会

令和3年12月末 補助金の額の確定申請締切

令和4年1月頃 交付決定

令和4年3月10日 実績報告、補助金請求、順次支払い

令和4年3月 成果報告会

※ 補助事業説明会について（要事前予約）

オンラインで、補助事業内容について説明会を開催します。

説明会では、事前に受け付けた質問について、回答する時間を設けております。

全3回開催予定で、説明会内容は全て同じものです。

別途ホームページよりお申込みください。



8. 募集件数

10件程度

9. 選考について

提出された「事業計画書」に基づき、一次審査（書類審査）、二次審査（プレゼンテーション審査）により事業を認定し、補助対象者を決定します。

審査を行うにあたり、事務局より個別に提出書類の内容確認を行う場合があります。

選考基準は「DX化ビジョン」、「推進体制」、「事業内容」、「事業推進能力」「施策効果」です。

※一次審査通過者のみが、二次審査（プレゼンテーション審査）に進みます。一次審査の結果通知時に、プレゼンテーション日時についてご連絡いたします。

※二次審査は、「事業計画書」に基づくプレゼンテーション審査です。必要に応じて補足資料を用いることができます。事務局へ事前にご相談ください。

10. 提出書類

以下の書類について提出ください。

提出書類	備考
(1)事業認定申請書（様式第1号）	押印は不要です。
(2)DX化事業計画書	DX推進企業と共同で作成してください。 「15.参考（選考基準）」を参考に、DX化を具体的にどう達成していくのか、わかりやすく記載ください。
(3)役員名簿（※）	この補助金からの暴力団排除のため福岡県警察への照会確認に使用します。
(4)履歴事項全部証明書写し（※）	個人事業主の場合は開業届を提出ください。
(5)定款，規約等	個人事業主の場合は提出不要です。
(6)その他参考となる書類	その他、参考となる書類がありましたら、ご提出ください（任意）。

※「(3)役員名簿」「(4)履歴事項全部証明書」については、申請者及びDX推進企業の両者分が必要です。
申請者が取りまとめてご提出ください。

11. 提出方法及び提出期限

【提出期限】 令和3年5月31日（月）17時（必着）

【提出方法】 ホームページ内の申請フォームより提出

【提出形式】 PDF ファイル形式

※提出に際しては、サーバーの都合上、添付ファイル合計は50MB以下でお願いします。容量を超える恐れがある場合は、分割して送信してください。

※フォームにて受領後、2営業日以内に受領通知を送信者に対してメールにて返信します。2営業日を過ぎても受領通知が届かない場合は受信エラーの可能性があるので、「13.問い合わせ先」へご連絡をお願いします。

※提出書類は本補助金審査以外の目的には使用いたしません。

12. 留意事項

- (1) 各申請にかかる費用は、すべて申請者が負担するものとします。
- (2) 審査結果に関する質問は一切受け付けません。
- (3) 補助金を申請するためには、まず事業認定を受けなければなりません。事業認定を受けて初めて補助金交付申請が出来ますが、申請書類等については、事業認定を受けた申請者のみに送付します。

- (4) 提出書類に虚偽があった場合、又は必要な手続きを行わない場合は、事業認定を受けた後であっても認定を取り消すことがあります。
- (5) 事業認定を受けた場合であっても、予算の都合等により補助金交付額が減額されることがあります。
- (6) 補助金の支払については、事業の報告を市が受け付けた後、事業の実績や支出内容等を証拠書類等により確認できた後となります。
- (7) 本補助事業により取得した財産については、事業完了後も、管理者によって管理し、本補助事業の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。また原則として、取得財産の耐用年数を勘案して相当な期間を経過するまでは、福岡市の承認を得ずに取得財産を処分することはできません。なお、福岡市の承認を得て取得財産を処分したことにより収入があったときは、その収入の全部又は一部に相当する金額の納付を求めることがあります。

13. 問い合わせ先

福岡市 DX 促進モデル事業事務局（ISIT:公益財団法人九州先端科学技術研究所）
ホームページ内のお問い合わせ・相談フォームよりお問い合わせください。

中小企業 DX 促進モデル事業 福岡市

で 検索



ホームページ

14. 参考（中小企業・小規模事業者等）

本事業における中小企業・小規模事業者等は、以下のとおりです（個人事業主も含む）。

業種・組織形態		資本金・従業員の数
中小企業基本法等に定めのある法人	①製造業、建設業、運輸業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下、又は常時使用する従業員の数が300人以下
	②卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下、又は常時使用する従業員の数が100人以下
	③サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く）	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下、又は常時使用する従業員の数が100人以下
	④小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下、又は常時使用する従業員の数が50人以下
	⑤ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	資本金の額又は出資の総額が3億円以下、又は常時使用する従業員の数が900人以下
	⑥ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下、又は常時使用する従業員の数が300人以下
	⑦旅館業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下、又は常時使用する従業員の数が200人以下
	⑧その他業種（上記以外）	資本金の額又は出資の総額が3億円以下、又は常時使用する従業員の数が300人以下
その他の法人	⑨医療法人、社会福祉法人、学校法人	常時使用する従業員の数が300人以下
	⑩商工会・都道府県商工会連合会及び商工会議所	常時使用する従業員の数が100人以下
	⑪中小企業支援法第2条第1項第4号に規定される中小企業団体	上記①～⑧の産業分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の場合
	⑫特別の法律によって設立された組合またはその連合会	
	⑬財団法人（一般・公益）、社団法人（一般・公益）	
⑭特定非営利活動法人		

※ただし、上記に該当する場合でも、**下記に当てはまる場合は非該当**となります。

- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している者
- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している者
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者
- ・その他、本支援金の目的・趣旨から適切でないと福岡市が判断する者

15. 参考（選考基準）

1.ビジョン		
1.1	DX に対応したビジョン ／経営層のコミットメント	経営層がビジネスモデルや企業文化を変えていく意思を持ち、迅速に変化に対応可能で顧客視点での価値創造を実現するビジョンを描けているか。
1.2	危機感の共有	将来的に破壊的イノベーションにより業界が大きく変わる可能性を理解し、社内で危機感を共有できているか。
1.3	ロードマップ	令和 4 年度以降のロードマップが描けているか。
2.DX 推進体制		
2.1	社内の体制	DX 推進がミッションとなっている部署または人員がアサインされているか、また必要な権限が与えられているか。
2.2	社内人材の育成	DX 人材の育成、確保に向けた取り組みがおこなわれているか。
2.3	組織文化	失敗を恐れず新たなチャレンジを推奨し、トライ＆ラーンのプロセスをスピーディーに実行できる組織となっているか。
3.事業内容		
3.1	ビジョン実現への貢献	現状を的確に分析した上で、ビジョンを実現するためのシステムとなっているか、またはビジョンを実現する事に繋がるシステムとなっているか。
3.2	内製の強化	要件定義、設計から DX 推進企業に丸投げするのではなく、中小企業側が主導で検討したシステムとなっているか。
3.3	ベンダーロックインの回避	特定の企業しかカスタマイズや開発ができないようなシステムではなく、標準的に広く利用されている技術を用いており、ある程度は中小企業側で変更可能なシステムとなっているか。
3.4	コモディティ化への対応	非競争領域のシステムに関しては、オープンソースソフトウェアを活用するなど、過度なカスタマイズを行わず、標準的なシステムとなっているか。
3.5	データ利活用	蓄積したデータに関して、利用したいときに利用したい形式で最新のデータが取得できる仕組みになっているか。
3.6	経費積み上げ	経費の積み上げが適切か。
4.事業推進能力		
4.1	実施能力	DX 推進企業が、DX に関連した IT システム構築、コンサルティングの実績を有しているか。
4.2	実施体制・財務基盤	中小企業が補助事業をその目的に沿って的確に実施しうる財務的基盤及び資金等について十分な管理能力を有し、中小企業、DX 推進企業共に、本補助事業を確実に遂行する体制が構築されているか。
4.3	スケジュール	本事業を実施するために、適切なスケジュールが設定されているか。
5.施策効果		
5.1	効果測定	補助対象期間中に一定の効果測定が可能な内容か。
5.2	モデルケース	横断的な展開が期待でき、市内中小企業等のモデルケースになり得る優れた取組みか。
5.3	地域経済への影響	事業趣旨を正しく理解し、今後の発展性、将来的な収益性、地域経済への好影響が期待される取組みか。